

日本学生支援機構第二種奨学金の月額変更について

平成20年度より、日本学生支援機構第二種奨学金の貸与月額に、**12万円（大学）と15万円（大学院）**が新設されました。これに伴い、以下のとおり月額変更の手続きが一部変更になりますので、**ご注意ください。**

1 月額の新設について

【大学の月額】

3、5、8、10万円に加え、**12万円**が新設

【大学院の月額】

5、8、10、13万円に加え、**15万円**が新設

法科大学院の貸与月額を超えた月額は、従来の17万円（13万円+増額4万円）と20万円（13万円+増額7万円）から、**19万円（15万円+増額4万円）と22万円（15万円+7万円）**に変更。

2 月額変更手続きについて

(1) 平成20年度採用者（予約採用者を含む）

→「奨学金貸与月額変更願（届）」の提出のみで全ての金額への変更が可能。

(2) 平成19年度以前採用者

→①奨学生として採用された時点で定められていた月額への変更を希望する場合には、「奨学金貸与月額変更願（届）」の提出のみで変更が可能。

→②**新月額へ変更する場合には、「奨学金貸与月額変更願（届）」の提出と「収入に関する証明書」の提出が必要。（詳細は奨学チームへお問い合わせください）**

なお、この場合には従来の奨学生番号は終了となり、新たに奨学生番号が付与され、新しい奨学生証が発行されます。

※ (1)(2)ともに未成年者は親権者の「同意書」の提出が必要です。

※ 「奨学金貸与月額変更願（届）」の提出締め切りは、毎月15日です。

本部奨学厚生グループ奨学チーム

平成20年6月4日